

第56号議案

愛南町水道事業給水条例の一部改正について

上記の議案を提出する。

愛南町水道事業給水条例の一部を改正する条例
愛南町水道事業給水条例(平成16年愛南町条例第206号)の一部を次のように改正する。

第9条第1項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、他の水道事業者(法第3条第5項に規定する水道事業者をいう。以下同じ。)又は他の水道事業者が法第16条の2第1項の指定をした者により給水装置工事を実施する必要があると町長が認めるときは、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和7年9月3日

愛南町長 中村 維伯

提案理由

災害その他非常時において、町長が指定した給水装置工事事業者のみでは復旧のための給水工事の実施が困難である場合は、他の水道事業者又は他の水道事業者が指定した給水装置工事事業者による給水工事の実施を可能にするため。

愛南町水道事業給水条例 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>第1条～第8条 略 (工事の施行)</p> <p>第9条 給水装置工事は、町長又は町長が法第16条の2第1項の指定をした者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)が施行する。 _____ _____ _____ _____ _____</p> <p>2～5 略 以下 略</p>	<p>第1条～第8条 略 (工事の施行)</p> <p>第9条 給水装置工事は、町長又は町長が法第16条の2第1項の指定をした者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)が施行する。<u>ただし、災害その他非常の場合において、他の水道事業者(法第3条第5項に規定する水道事業者をいう。以下同じ。)又は他の水道事業者が法第16条の2第1項の指定をした者により給水装置工事を実施する必要があると町長が認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>2～5 略 以下 略</p>